

文化学術研究施設の用に供する大規模償却資産に
対する府が課する固定資産税の不均一課税申請書

大阪府		府税事務所長 様		令和	年	月	日	
		住所						
		名称及び 代表者の氏名						
		法人番号						
		電話番号						
大阪府税条例附則第24条第2項の規定により、次のとおり府が課する固定資産税の不均一課税を申請します。								
新設又は増設した研究施設の用に供する償却資産								
所	在							
種	類							
数	量							
取	得	価	額	円	円	円	円	
新	増	設	設	年	月	日	平成・令和 年 月 日	
研究の用に供した年月日				平成・令和	年	月	日	
研究施設の研究内容								
研究所の用に供する施設(土地を除く。)の 取得価額				円				
青色申告の承認の有無等				有・無	所轄税務署			税務署
租税特別措置法第44条第1項の規定による 特別償却の有無				有・無				
備	考							

注意：この申請書には、次に掲げる書類を添えてください。

- 1 当該研究用の施設を設置することが関西文化学術研究都市建設促進法第5条第1項に規定する建設計画の達成に資することを証する国土交通大臣の証明書
- 2 青色申告の承認を所轄税務署長に受けていることを証する書類
- 3 その他大阪府税条例附則第24条第1項に規定する不動産の取得であることを証する書類